

○国内産いもでん粉検査要領

[平成19年4月18日付18農畜機第4703号-2]

改正 平成19年10月4日付19農畜機第2712号
平成20年9月12日付20農畜機第2263号
平成22年9月30日付22農畜機第2743号
平成28年10月3日付28農畜機第3311号
平成29年3月28日付28農畜機第6625号
平成31年4月26日付31農畜機第553号
令和3年3月31日付2農畜機第7466号

第1 総則

国内産いもでん粉交付金交付要綱(平成19年4月18日付け18農畜機第4703号-1。以下「交付要綱」という。)第7の1の規定に基づき、独立行政法人農畜産業振興機構理事長(以下「理事長」という。)が定める方法を次のように定める。

第2 検査機関の要件

交付要綱第7の2の理事長が別に定める要件は、次のとおりとする。

- (1) 農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第2項又は食品衛生法(昭和22年法律第233号)第33条第1項の規定に基づく登録検査機関であること。
- (2) (1)の登録検査機関でない場合は、以下の要件のすべてを満たしていること。
 - ① 検査を適確に行うために必要な知識及び技能を有する者として、でん粉の品位検査に1年以上従事した経験を有する者が1名以上いること。
 - ② 別表に掲げる機械器具その他の設備を有すること。
 - ③ 検査の公正な実施を確保するため必要な組織体制が整備されていること。

第3 品位検査に係る品位の検査

1 種類

品位検査の対象となるでん粉は、ばれいしょでん粉(生でん粉、精製でん粉又はスラリー状のものに限る。)、かんしょでん粉(生でん粉、並でん粉又はスラリー状のものに限る。)とする。

2 品位

品位検査は、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則(昭和40年農林省令第43号)第48条の表の上欄の種類ごとに同表の下欄に掲げる規格に基づき、水分、砂分、灰分、たんぱく質、酸性度、色沢(生でん粉及びスラリー状のもの

を除く。)、きょう雑物及び臭気について行うものとする。

3 検査方法

- (1) 品位検査は、標準抽出方法(平成13年3月22日付け農林水産省告示第443号)第1の2に定める包装されていない国内産農産物の標準抽出方法を準用し、抽出して行うものとし、その手順については、農産物検査に関する基本要領(平成21年5月29日付け21総食第213号総合食料局長通知。以下「基本要領」という。)Iの第3の2を準用する。品位検査の計測方法及び鑑定方法については、標準計測方法(平成13年3月14日付け農林水産省告示第332号)及び鑑定方法(平成13年3月14日付け農林水産省告示第333号)を準用して行うものとし、手順等については、基本要領Iの第3の2を準用する。

なお、生でん粉及びスラリー状のでん粉(以下「生でん粉等」という。)については、当該でん粉の酸性度が経時変化を起こしやすいことに鑑み、検査試料を採取後速やかに酸性度の品位検査を行うものとする。

- (2) 検査荷口の重量については、アからウまでに定める方法により算出するものとする。

ア 包装されているでん粉にあつては、包装単位ごとに秤量し、表示量目を満たしているときは表示量目に総個数を乗じた数量とする。

ただし、表示量目を満たしていないときは包装単位ごとの平均正味重量(キログラム未満の端数がある場合は、10グラム単位にとどめる。)に総個数を乗じた数量(キログラム未満は切り捨て)とする。

イ 包装されていないでん粉のうち、乾燥工程から貯留サイロに搬入しようとするものを検査する場合にあつては1日の貯留サイロ搬入数量(キログラム未満は切り捨て)、貯留サイロから搬出したものを検査する場合にあつては搬出時に秤量した数量(キログラム未満は切り捨て)とする。

ウ スラリー(乳液)状のでん粉にあつては、原則として製造ラインごとに工程中の流量計の1日の計測数量に比重を乗じた数量(キログラム未満は切り捨て)とする。

第4 検査結果通知書の交付

検査機関は、品位検査を行ったでん粉の検査結果を、別紙様式の国内産いもでん粉検査結果通知書により受検者又はその代理人に交付するものとする。

第5 帳簿の記載

検査機関は、以下の事項を記載した帳簿を備えなければならない。

- (1) 検査を請求した者の氏名又は名称及び住所
- (2) 検査の請求を受けた年月日

- (3) 製造工場名
- (4) 検査を行った国内産いもでん粉の種類、量目、荷造り及び包装
- (5) 検査単位
- (6) 検体番号
- (7) サンプルの採取場所、採取方法、採取時間
- (8) 検査を行った年月日
- (9) 品位についての検査結果

第6 検査試料及び関係書類の保存期間

検査機関は、品位検査を行った都度、検査試料を試料容器に入れ、当該検査試料に係るでん粉は、でん粉を販売した月から起算して3年間保存しなければならないものとする。

また、検査機関は、検査に係る書類を、当該でん粉年度の翌でん粉年度から起算して5年間保存しなければならないものとする。

第7 生でん粉等の検査における保存試料

第6の規定にかかわらず、生でん粉等の保存試料は、次のいずれかによるものとする。

- (1) 申請に係る生でん粉等と同時期に同じ原料、同じ工程で製造している並でん粉が存する場合は、当該並でん粉を申請に係る生でん粉等と同品位のものとして、当該並でん粉の試料を代替保存試料とする。ただし、同時期に同じ原料及び同じ工程で製造されたことを証する書面を備え付けなければならない。
- (2) 同時期に同じ原料及び同じ工程で製造された並でん粉が存しない場合は、申請に係る生でん粉等を並でん粉相当まで乾燥させたものを保存試料とする。

第8 再検査の実施

- 1 機構は、検査結果に疑義があった場合及び定期的に検査機関に対し、第6の検査試料の提供を求め、再検査することができるものとする。
- 2 1の検査は、第3（抽出方法に係るものを除く。）に準じて行うものとする。

附 則（平成19年4月18日付18農畜機第4703号-2）

- 1 この要領は、平成19年4月18日から施行する。
- 2 この要領は、平成19年1月1日以後に植付けされるでん粉原料用いもを原料として製造される国内産いもでん粉について適用する。

附 則（平成19年10月4日付19農畜機第2712号）

この要領の改正は、平成19年10月4日から施行する。

附 則（平成20年9月12日付20農畜機第2263号）

この要領の改正は、平成20年9月12日から施行する。

附 則（平成22年9月30日付22農畜機第2743号）

この要領の改正は、平成22年9月30日から施行する。

附 則（平成28年10月3日付28農畜機第3311号）

この要領の改正は、平成28年10月3日から施行する。

附 則（平成29年3月28日付28農畜機第6625号）

この要領の改正は、平成29年3月28日から施行する。

附 則（平成31年4月26日付31農畜機第553号）

この要領の改正は、令和元年5月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日付2農畜機第7466号）

この要領の改正は、令和3年4月1日から施行する。

別表 (第2関係)

機械器具その他の設備	<ol style="list-style-type: none">1 白度計2 はかり3 常圧加熱乾燥法使用機材等4 砂分測定瓶5 ガラス電極水素イオン濃度計6 窒素定量法使用機材（化学天びん、分解装置、蒸留装置及び滴定装置をいう。）7 電気炉
------------	---

(別紙様式)

国内産いもでん粉検査結果通知書

令和 年 月 日

受検者又はその代理人 殿

検査機関

住所・名称・代表者名

令和 年 月 日付けで検査依頼のあった下記のでん粉について、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則第48条の表の上欄の種類ごとに同表の下欄に掲げる規格についての検査結果を下記のとおり報告する。

記

- 1 検査番号
- 2 検査試料 ○○でん粉
(生でん粉、精製でん粉、並でん粉、スラリー状)
- 3 検査数量 ○○kg
- 4 水分 ○○% (生でん粉及びスラリー状のものについて記載)
- 5 工場名 ○○でん粉工場
- 6 検査年月日 令和○年○月○日
- 7 検査項目 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則第48条の表の上欄の種類ごとに同表の下欄に掲げる規格
- 8 検査結果 適合 (不適合)

(注意事項)

検査機関が通常使用している報告様式でも可とするが、その場合、農産物検査法に基づく検査との混同を防ぐため、以下の点に留意すること。

- ① 検査機関が発行する検査報告書には、農産物検査規格登録検査機関の名称を使用しない (農検法第26条関係) こと。
- ② 「当該報告書に記載された検査結果は、農産物検査法に基づく検査の結果ではない。」旨明記すること。